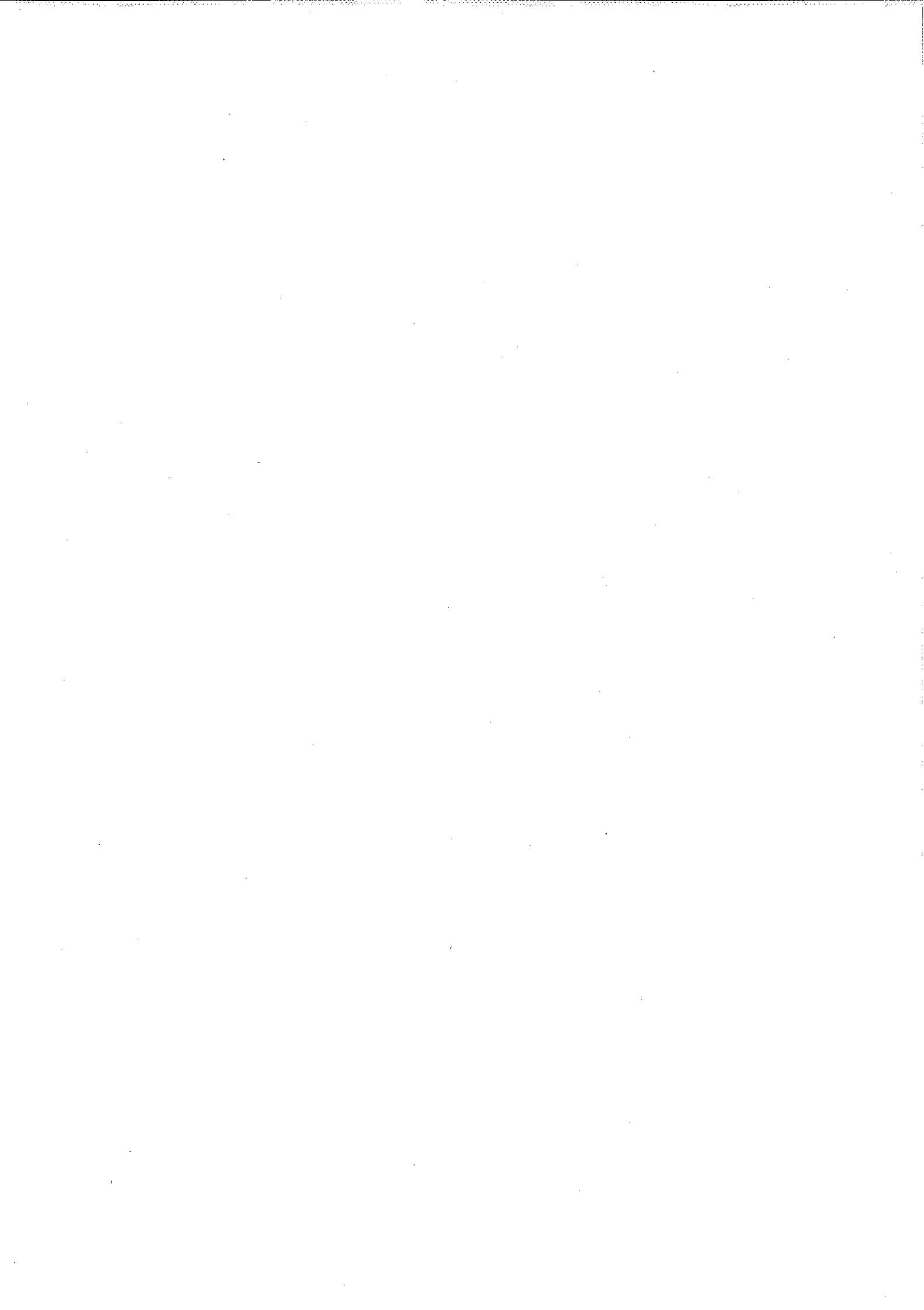


平成 28 年度
兵庫県いじめ対策審議会

資 料

目 次

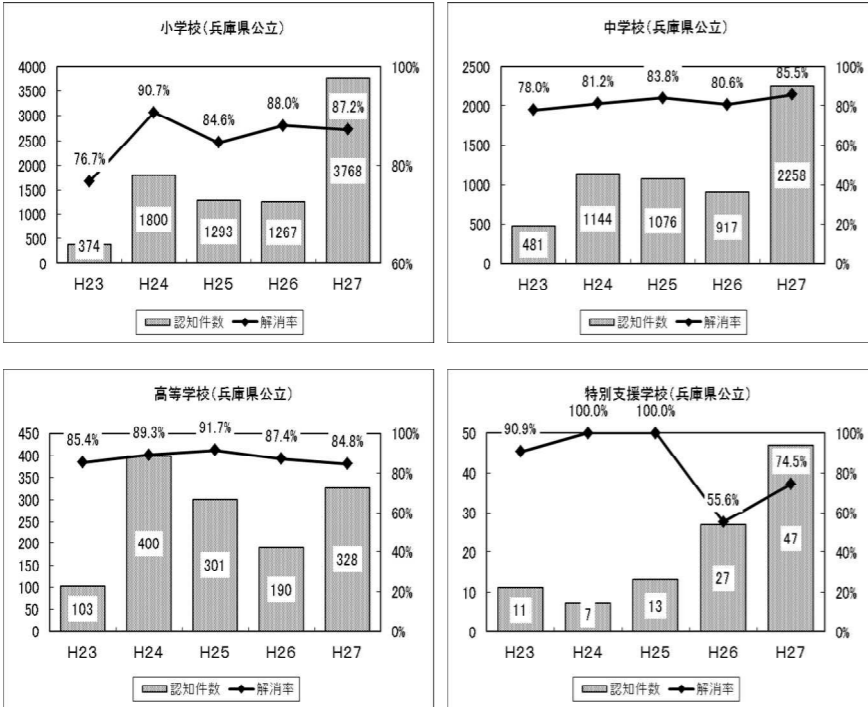
I	兵庫県におけるいじめの状況について	1
II	いじめ防止の取組について	
1	平成 28 年度いじめ防止対策関連施策の概要	7
2	心の教育総合センターの取組について	14
3	私立学校の取組について	15
4	青少年課の取組について	17
III	いじめ防止啓発チラシ 等	20
IV	新聞記事	24



I 兵庫県におけるいじめの状況について

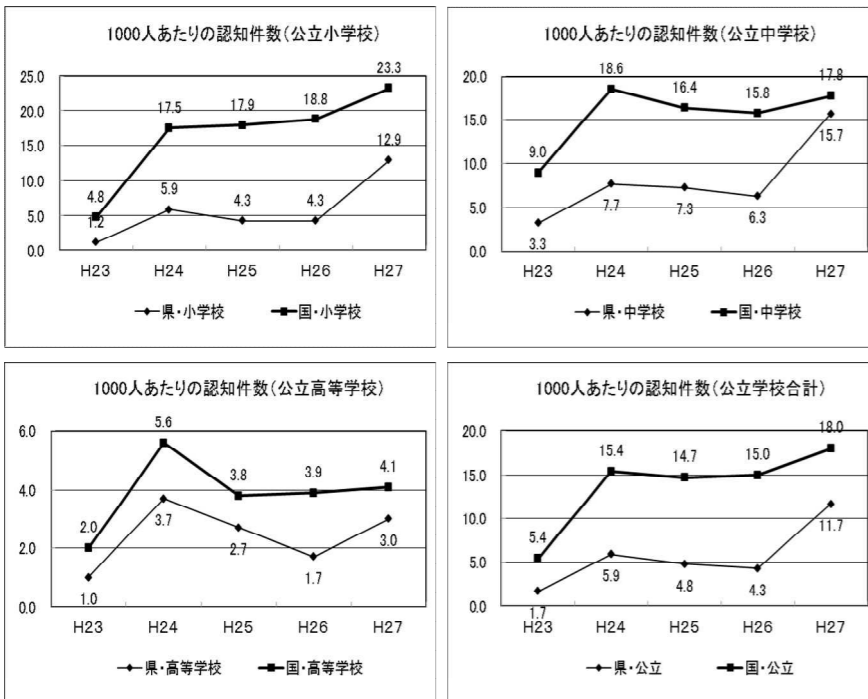
いじめの認知件数の推移及び解消率（平成23～27年度）

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



(参考) 1,000人あたりのいじめ認知件数

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」



いじめの態様（平成27年度）

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(公立学校のみ)

態様	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	54.3%	58.4%	62.2%	42.6%
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	13.1%	9.0%	18.0%	27.7%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	22.9%	24.6%	13.7%	31.9%
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	17.2%	16.5%	6.4%	6.4%
⑤金品をたかられる。	1.7%	1.4%	3.4%	10.6%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	6.6%	5.2%	4.6%	8.5%
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	11.8%	10.5%	8.2%	6.4%
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	2.2%	8.5%	24.1%	8.5%
⑨その他(上記に入らない軽微なものを含む)	3.2%	1.6%	4.0%	2.1%
いじめの認知件数(総数)	3,768	2,258	328	47

関係機関との連携（平成27年度）

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(公立学校のみ)

内容	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
①警察に相談・通報した件数	8件 / 3,768件	11件 / 2,258件	6件 / 328件	0件 / 47件
②学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数	268校 / 766校	195校 / 347校	33校 / 170校	5校 / 45校

児童生徒の実態（平成28年度）

全国・兵庫県データ：全国学力・学習状況調査による

児童・生徒質問紙	学年	小学6年	中学3年
①いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。	県	96.5%	93.7%
	全国	96.6%	93.6%
②学校に行くのは楽しいと思いますか。	県	85.8%	81.8%
	全国	86.3%	81.4%

※いずれも肯定的回答の合計

児童・生徒質問紙	学年	小学6年	中学3年
月～金曜日、1日あたり1時間以上、携帯電話やスマートフォンで通話・メール・インターネットをする児童生徒の割合	県	18.1%	44.8%
	全国	18.5%	47.8%

学校と家庭・地域との連携（平成28年度）

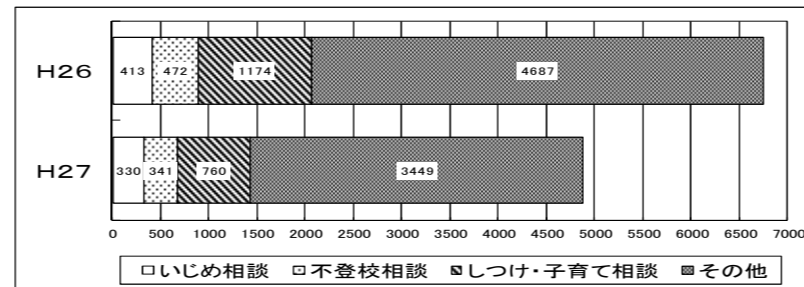
全国・兵庫県データ：全国学力・学習状況調査による

学校質問紙	学年	小学校	中学校
①PTAや地域の方が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか。	県	98.1%	97.4%
	全国	97.7%	95.6%
②学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者等が様々な活動に参加してくれますか。	県	93.7%	83.3%
	全国	86.9%	74.1%

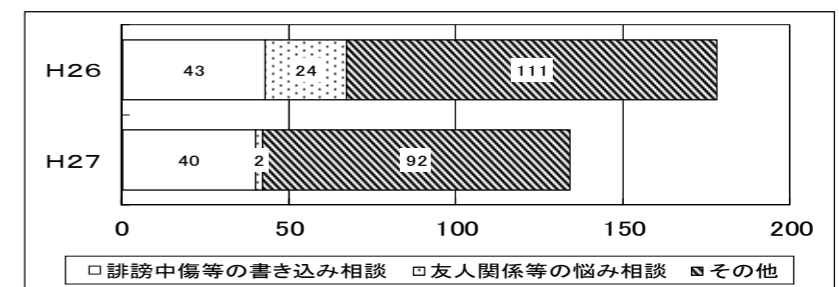
※いずれも肯定的回答の合計

相談窓口の相談受理状況

〇ひょうごっ子悩み相談への相談件数（4月～3月）



〇ネットいじめ情報相談窓口への相談件数（4月～3月）

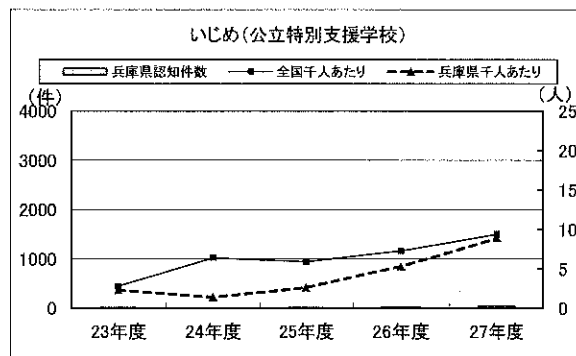
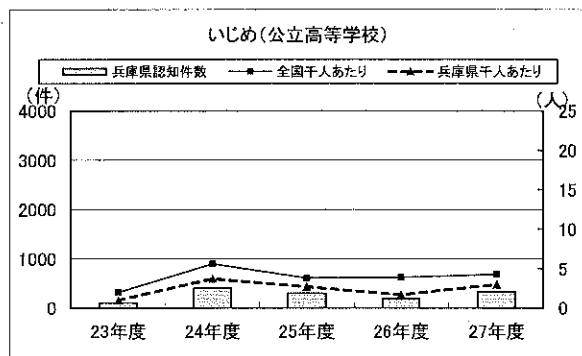
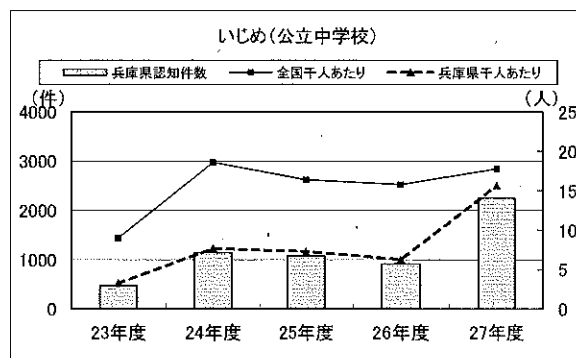
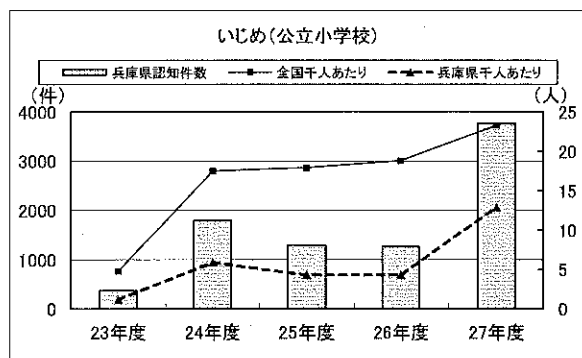


I 兵庫県におけるいじめの現状について（詳細）

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果より

1 いじめの認知件数

学校種	全国			兵庫県		
	認知件数	千人あたり(件)	前年度比	認知件数	千人あたり(件)	前年度比
小学校	149,516	23.3	1.23	3,768	12.9	2.97
中学校	56,952	17.8	1.11	2,258	15.7	2.46
高等学校	9,714	4.1	1.06	328	3.0	1.73
特別支援学校	1,244	9.4	1.30	47	8.9	1.74
計	217,426	18.0	1.19	6,401	11.7	2.67



区分		H23	H24	H25	H26	H27
公立 小学校	兵庫県認知件数	374	1,800	1,293	1,267	3,768
	兵庫県千人あたり	1.2	5.9	4.3	4.3	12.9
	全国千人あたり	4.8	17.5	17.9	18.8	23.3
公立 中学校	兵庫県認知件数	481	1,144	1,076	917	2,258
	兵庫県千人あたり	3.3	7.7	7.3	6.3	15.7
	全国千人あたり	9.0	18.6	16.4	15.8	17.8
公立 高等学校	兵庫県認知件数	103	400	301	190	328
	兵庫県千人あたり	1.0	3.7	2.7	1.7	3.0
	全国千人あたり	2.0	5.6	3.8	3.9	4.1
公立 特別支援学校	兵庫県認知件数	11	7	13	27	47
	兵庫県千人あたり	2.3	1.4	2.6	5.3	8.9
	全国千人あたり	2.8	6.4	5.9	7.3	9.4
計	兵庫県認知件数	969	3,351	2,683	2,401	6,401
	兵庫県千人あたり	1.7	5.9	4.8	4.3	11.7
	全国千人あたり	5.4	15.4	14.7	15.0	18.0

2 いじめの解消状況

区 分	解消しているもの		一定の解消が図られたが、継続支援中		解消に向けて取り組み中		その他		計	H26計
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	件数
小学校	3,287	87.2%	459	12.2%	19	0.5%	3	0.1%	3,768	1,267
中学校	1,930	85.5%	312	13.8%	15	0.7%	1	0.0%	2,258	917
高等学校	278	84.8%	44	13.4%	5	1.5%	1	0.3%	328	190
特別支援学校	35	74.5%	11	23.4%	0	0.0%	1	2.1%	47	27
計	5,530	86.4%	826	12.9%	39	0.6%	6	0.1%	6,401	2,401

3 いじめの発見のきっかけ

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H26計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①学級担任が発見	772	20.5%	348	15.4%	54	16.5%	3	6.4%	1,177	18.4%	318	13.2%
②学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	179	4.8%	418	18.5%	19	5.8%	0	0.0%	616	9.6%	94	3.9%
③養護教諭が発見	21	0.6%	24	1.1%	4	1.2%	0	0.0%	49	0.8%	9	0.4%
④スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
⑤アンケート調査など学校の取組により発見	801	21.3%	292	12.9%	135	41.2%	33	70.2%	1,261	19.7%	817	34.0%
⑥本人からの訴え	712	18.9%	524	23.2%	55	16.8%	5	10.6%	1,296	20.2%	400	16.7%
⑦当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	876	23.2%	437	19.4%	32	9.8%	2	4.3%	1,347	21.0%	528	22.0%
⑧児童生徒（本人を除く）からの情報	229	6.1%	135	6.0%	14	4.3%	3	6.4%	381	6.0%	132	5.5%
⑨保護者（本人の保護者を除く）からの情報	135	3.6%	64	2.8%	8	2.4%	0	0.0%	207	3.2%	84	3.5%
⑩地域の住民からの情報	18	0.5%	7	0.3%	4	1.2%	1	2.1%	30	0.5%	3	0.1%
⑪学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	23	0.6%	6	0.3%	2	0.6%	0	0.0%	31	0.5%	12	0.5%
⑫その他（匿名による投書など）	2	0.1%	3	0.1%	1	0.3%	0	0.0%	6	0.1%	3	0.1%

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

4 いじめの態様 ※複数回答

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H26計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,046	54.3%	1,319	58.4%	204	62.2%	20	42.6%	3,589	56.1%	1,697	70.7%
②仲間はずれ、集団による無視をされる。	492	13.1%	203	9.0%	59	18.0%	13	27.7%	767	12.0%	427	17.8%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	863	22.9%	556	24.6%	45	13.7%	15	31.9%	1,479	23.1%	468	19.5%
④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	649	17.2%	373	16.5%	21	6.4%	3	6.4%	1,046	16.3%	121	5.0%
⑤金品をたかられる。	64	1.7%	32	1.4%	11	3.4%	5	10.6%	112	1.7%	23	1.0%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	247	6.6%	118	5.2%	15	4.6%	4	8.5%	384	6.0%	94	3.9%
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	444	11.8%	238	10.5%	27	8.2%	3	6.4%	712	11.1%	199	8.3%
⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	83	2.2%	191	8.5%	79	24.1%	4	8.5%	357	5.6%	135	5.6%
⑨その他	120	3.2%	36	1.6%	13	4.0%	1	2.1%	170	2.7%	77	3.2%

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

5 いじめる児童生徒への特別な対応 ※複数回答

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H26計		
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	63	1.7%	79	3.5%	10	3.0%	5	10.6%	157	2.5%	68	2.8%	
②校長、教頭が指導した。	280	7.4%	52	2.3%	63	19.2%	3	6.4%	398	6.2%	305	12.7%	
③別室指導した。	724	19.2%	554	24.5%	115	35.1%	16	34.0%	1,409	22.0%	571	23.8%	
④学級替えをした。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			
退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	⑥その他	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	2	0.0%	5	0.2%
⑦停学	—	—	—	—	1	0.3%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	
⑧出席停止	0	0.0%	0	0.0%	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	
⑨自宅学習・自宅謹慎	—	—	—	—	59	18.0%	3	6.4%	62	1.0%	62	2.6%	
⑩訓告	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
⑪保護者への報告	2,808	74.5%	1,990	88.1%	135	41.2%	16	34.0%	4,949	77.3%	1,780	74.1%	
⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	2,616	69.4%	1,791	79.3%	91	27.7%	18	38.3%	4,516	70.6%	1,561	65.0%	
⑬児童相談所、警察等の関係機関と連携した対応 (サポートチームなども含む)	刑事司法機関	48	1.3%	18	0.8%	1	0.3%	0	0.0%	67	1.0%	27	1.1%
	福祉機関	5	0.1%	22	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	27	0.4%	17	0.7%
	医療機関	4	0.1%	6	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	10	0.2%	2	0.1%
	その他専門機関	80	2.1%	48	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	128	2.0%	99	4.1%
	地域人材、団体	5	0.1%	2	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	7	0.1%	11	0.5%

6 いじめられた児童生徒への特別な対応 ※複数回答

(注)構成比は、各区分における認知件数に対する割合

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H26計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	101	2.7%	155	6.9%	55	16.8%	3	6.4%	314	4.9%	116	4.8%
②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	155	4.1%	134	5.9%	42	12.8%	4	8.5%	335	5.2%	160	6.7%
③緊急避難として欠席させた。	7	0.2%	19	0.8%	10	3.0%	0	0.0%	36	0.6%	7	0.3%
④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	2,113	56.1%	1,664	73.7%	114	34.8%	3	6.4%	3,894	60.8%	1,059	44.1%
⑤学級替えをした。	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	200	5.3%	161	7.1%	4	1.2%	0	0.0%	365	5.7%	291	12.1%
⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。(サポートチームなども含む)	95	2.5%	89	3.9%	6	1.8%	0	0.0%	190	3.0%	119	5.0%

7 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 ※複数回答

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H26計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
①いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図ったり校内研修会を実施したりした。	766	100.0%	347	100.0%	170	100.0%	45	100.0%	1,328	100.0%	1,339	100.0%
②道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	761	99.3%	343	98.8%	162	95.3%	20	44.4%	1,286	96.8%	1,158	86.5%
③児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	595	77.7%	289	83.3%	46	27.1%	21	46.7%	951	71.6%	866	64.7%
④スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	678	88.5%	336	96.8%	158	92.9%	19	42.2%	1,191	89.7%	884	66.0%
⑤教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	504	65.8%	254	73.2%	73	42.9%	13	28.9%	844	63.6%	577	43.1%
⑥学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	700	91.4%	321	92.5%	170	100.0%	44	97.8%	1,235	93.0%	1,011	75.5%
⑦PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	409	53.4%	191	55.0%	23	13.5%	5	11.1%	628	47.3%	552	41.2%
⑧いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	268	35.0%	195	56.2%	33	19.4%	5	11.1%	501	37.7%	425	31.7%
⑨インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	625	81.6%	313	90.2%	168	98.8%	19	42.2%	1,125	84.7%		
⑩学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	714	93.2%	330	95.1%	169	99.4%	42	93.3%	1,255	94.5%		
⑪学校いじめ防止基本方針に定められているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	666	86.9%	296	85.3%	166	97.6%	36	80.0%	1,164	87.7%		

(注1)いじめを認知していない学校も含まれる。

(注2)構成比は、各区分における学校総数に対する割合

8 いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に行った具体的な方法 ※複数回答

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		H26計		
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	
(1) アンケート調査の実施	766	100.0%	347	100.0%	170	100.0%	40	88.9%	1,323	99.6%	1,333	99.6%	
①実施頻度	年1回	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	6.7%	3	0.2%	7	0.5%
	年2～3回	666	86.9%	253	72.9%	150	88.2%	34	75.6%	1,103	83.1%	1,153	86.1%
	年4回以上	100	13.1%	94	27.1%	20	11.8%	3	6.7%	217	16.3%	173	12.9%
②調査方法	記名式	546	71.3%	260	74.9%	123	72.4%	28	62.2%	957	72.1%	939	70.1%
	無記名式	215	28.1%	98	28.2%	33	19.4%	9	20.0%	355	26.7%	401	29.9%
	記名・無記名の選択式	47	6.1%	28	8.1%	31	18.2%	3	6.7%	109	8.2%	210	15.7%
③回答方法	選択式 (学校で記入)	633	82.6%	263	75.8%	99	58.2%	20	44.4%	1,015	76.4%		
	選択式 (持ち帰って記入)	54	7.0%	39	11.2%	67	39.4%	13	28.9%	173	13.0%		
	記述式 (学校で記入)	384	50.1%	207	59.7%	65	38.2%	12	26.7%	668	50.3%		
	記述式 (持ち帰って記入)	18	2.3%	26	7.5%	58	34.1%	0	0.0%	102	7.7%		
(2) 個別面談の実施	559	73.0%	333	96.0%	160	94.1%	33	73.3%	1,085	81.7%	1,000	74.7%	
(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	453	59.1%	323	93.1%	18	10.6%	16	35.6%	810	61.0%	851	63.6%	
(4) 家庭訪問	517	67.5%	304	87.6%	51	30.0%	22	48.9%	894	67.3%	921	68.8%	
(5) その他	19	2.5%	14	4.0%	9	5.3%	4	8.9%	46	3.5%	67	5.0%	

(注1)いじめを認知していない学校も含まれる。

(注2)構成比は、各区分における学校総数に対する割合

9 警察に相談・通報した件数

学校種	全国			兵庫県		
	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数	相談通報件数	認知件数に占める割合	認知件数
小学校	210	0.1%	149,516	8	0.2%	3,768
中学校	455	0.8%	56,952	11	0.5%	2,258
高等学校	139	1.4%	9,714	6	1.8%	328
特別支援学校	7	0.6%	1,244	0	0.0%	47
計	811	0.4%	217,426	25	0.4%	6,401

10 「重大事態」の発生件数

	全国	兵庫県
小学校	112	1
中学校	150	4
高等学校	45	0
特別支援学校	6	0
計	313	5

※全国は国公立、兵庫県は公立

11 「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体(市町村)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
策定済	1,335	76.6%	37	90.2%

(検討中は4自治体)

12 「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体(市町村)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
設置済	1,131	64.9%	34	82.9%

(検討中は7自治体)

13 条例により、「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置した自治体(市町村)

	全国		兵庫県	
	自治体数	割合	自治体数	割合
教育委員会の 附属機関	823	47.2%	21	51.2%
地方公共団体の 長の附属機関	638	36.6%	18	43.9%

(検討中は教育委員会の附属機関11自治体、地方公共団体の長の附属機関16自治体)

II いじめ防止の取組について

1 平成28年度いじめ防止対策関連施策の概要

いじめ・問題行動等への対応

<いじめ防止のための推進体制の整備>

(1) 兵庫県いじめ防止基本方針に基づく総合的な対策の推進

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

いじめ防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応)の基本的な方針を示した「兵庫県いじめ防止基本方針」に基づき、総合的な対策を推進する。

(2) 兵庫県いじめ対策審議会の開催(高校教育課)

200千円

有識者による審議会を開催し、「兵庫県いじめ防止基本方針」を踏まえた実効的ないじめ対策等を推進する。

- 構成 弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、等
- 開催回数 年1回(11月1日)

(3) 兵庫県いじめ対応ネットワーク会議の開催(義務教育課)

1,117千円

県、教育事務所、市町、学校、ひょうごっ子悩み相談センター(県立教育研修所)、関係機関(児童相談所、県警、弁護士会等)が日頃から連携し、一体となっていじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るための全県的、地域的な連携体制を整備する。

- ① 全県ネットワーク会議の開催(年1回開催 6月13日開催)
全県的な相談機関の対応機能についての共通理解や相談機能充実について協議する。
- ② 地域ネットワーク会議の開催(年2回開催)
いじめ問題の実態把握や迅速な解決に向けた相互協力について協議する。

<未然防止>

(1) いじめ対応にかかる校内体制の充実(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

学校のいじめ問題に対し、校長のリーダーシップの下、組織的・機動的に対応するため、すべての学校に「いじめ対応チーム」等校内組織を設置するとともに、現場の多様な課題に対応できる実践力を高める継続的な校内研修等を実施する。

- ① いじめ対応チーム等校内組織の設置
 - 設置場所 各学校
 - 目的 学校現場における組織的、多面的な対応体制の構築
- ② 「いじめ対応マニュアル」を活用した校内研修の実施

(2) 「学級経営指導員」の派遣(義務教育課)

13,649千円

いじめ対応など生徒指導の基盤となる学級経営の充実を図るため、「学級経営指導員」を小・中学校へ派遣し、教員の生徒指導力の向上を図る。

- 配置場所 教育事務所
- 構成員 5人(教員OB)
- 内容 学級経営、生徒指導や家庭との連携に関する相談・助言等

(3) カウンセリングマインド研修 (義務教育課・高校教育課) —

(スクールカウンセラー配置事業・高校生心のサポートシステムとして実施)

① 「いじめ対応チーム」専門研修 (年1回 5月27日)

- 対 象 各高等学校の「いじめ対応チーム」構成員
- 場 所 県立教育研修所
- 内 容 専門的なカウンセリング技法、いじめの様態や背景にある最新知見等

② 校内研修

- [小・中学校] ○ 対 象 全公立小・中学校等教職員 (政令市を除く)
- 実 施 校 全公立中学校・中等教育学校(2回)
拠点小学校120校 (2回)
- 内 容 事例研究、ロールプレイング 等
- [高等学校] ○ 対 象 全県立高等学校等教職員
- 回 数 2回
- 講 師 専門研修を受講した「いじめ対応チーム」メンバー、キャンパスカウンセラー 等
- 内 容 専門的なカウンセリング技法、
いじめの様態や背景にある最新の知見 等

(4) いじめ防止啓発チラシの配布 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課) 571千円

いじめ問題の理解やいじめ相談窓口等を記したチラシを全保護者及び関係機関に配布する。

(5) 心の教育総合センターにおける研究の実施 (高校教育課) —

県立教育研修所内に設置している「心の教育総合センター」において、命の大切さを実感させる授業プログラム (自殺予防も含む) の研究を実施する。

① 設置場所 県立教育研修所

② 事業内容

ア 調査・研究

- ・自殺予防に生かせる教育プログラムの研究 (H28)
- ・いじめ未然防止プログラムの普及と実践 (H27～)
- ・いじめ未然防止プログラム (授業プログラム、研修プログラム) の研究 (H25～H26)
- ・不登校予防の研究—居心地のよいクラスづくりを通して— (H24～H25)
- ・心の健康教育プログラム (H24)

イ 悩み相談内容の整理・分析

ウ 教職員等に対する研修及び啓発 等

(6) 「兵庫型」体験教育の推進 (義務教育課・高校教育課) —

(7) 道徳教育の充実 (義務教育課) —

(8) 人権教育の充実 (人権教育課) —

(9) 特別支援学校交流・体験チャレンジ事業の実施 (特別支援教育課) 6,900千円

県立特別支援学校幼児児童生徒の自立と社会参加に向け、校内外における様々な交流活動や体験活動にチャレンジする機会を設定し、必要な知識、技能、態度及び習慣を身につけさせるとともに、豊かな心と社会性を養う。また、学校の活性化と地域への特別支援教育の理解啓発を推進する。

(地域等との交流活動)

- ① 対 象 県立特別支援学校26校
- ② 参加者 特別支援学校の幼児児童生徒のほか、近隣の小・中・高等学校等の幼児児童生徒、保護者、地域住民
- ③ 実施計画

実施校	参加予定人数	実施内容
26校	延べ65,707人 特別支援学校 13,441人 小中高等学校 27,131人 保護者 7,515人 地域住民 17,620人	近隣の学校や福祉施設、地域社会等との幅広い多様な交流活動を実施する。 (例) ・学校行事(音楽鑑賞会、運動会等)を通じた地域住民との交流 ・地域住民を招待したオープンスクール ・老人ホーム訪問 等

(自然体験活動)

- ① 対 象 公立特別支援学校の小学部高学年及び中学部の児童生徒
- ② 期 間 1泊2日程度
- ③ 実施計画

実施校	参加予定人数	実施内容
38校	延べ 1,164人	自然観察、乗馬体験、オリエンテーリング、海水浴、キャンプファイヤー、天体観測 等

(10) 特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習の推進(特別支援教育課) 1,122千円

障害のある生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、障害のない生徒の障害に対する正しい理解と認識を深め、地域社会の一員として生きる力を共に育むため、交流及び共同学習を実施する。

① 交流及び共同学習の実施

ア 実施校(特別支援学校14校、高等学校14校)

開始年度	障害種別	特別支援学校	高等学校
平成19年度	知的	出石特別支援学校	但馬農業高等学校
	知的	西はりま特別支援学校	龍野北高等学校
平成21年度	知的	姫路特別支援学校	姫路別所高等学校
	知的	氷上特別支援学校	氷上高等学校
平成22年度	知的(024から肢体併置)	神戸特別支援学校	神戸甲北高等学校
平成23年度	知的	阪神特別支援学校	尼崎西高等学校
	知的	こやの里特別支援学校	猪名川高等学校
平成24年度	知的	東はりま特別支援学校	播磨南高等学校
	知的	あわじ特別支援学校	洲本高等学校
平成25年度	知的	阪神特別支援学校	武庫荘総合高等学校
平成26年度	知的	芦屋特別支援学校	西宮高等学校
	知的	北はりま特別支援学校	多可高等学校
平成27年度	視覚	視覚特別支援学校	舞子高等学校
	聴覚	神戸聴覚特別支援学校	神戸高塚高等学校
平成28年度	肢体・知的	和田山特別支援学校	生野高等学校

イ 内 容

- ・ 音楽・体育・情報等の合同授業
- ・ 運動会・文化祭等の行事
- ・ 生徒会や部活動、作品展示

② 交流及び共同学習に係る研修会等の実施

ア 理解啓発研修

- ・ 対 象 実施校
- ・ 内 容 障害のある生徒の実態、指導内容及び指導方法に係る研修

イ 交流及び共同学習運営協議会の開催（年2回）

- ・ 対 象 実施校
- ・ 内 容 交流及び共同学習に適した単元の内容や指導方法の一層の充実に向けた研修等

ウ 交流及び共同学習研究協議会の開催（年1回）

- ・ 対 象 県下の高等学校及び特別支援学校等
- ・ 内 容 実施校による実践事例発表、指導方法や実施上の課題協議

<早期発見>

(1) スクールカウンセラー配置事業（義務教育課） 454,968千円

いじめ、暴力行為、不登校等の児童生徒の問題行動等に適切に対応するため「心の専門家」であるスクールカウンセラーを公立小・中学校に配置し、児童生徒・保護者の心の相談等を行う。

- 配置校数 小学校：120校 中学校：全校配置（政令市を除く）
② 小学校：113校 中学校：全校配置（政令市を除く）
- 内 容 ・児童生徒へのカウンセリング
・保護者等に対する助言・援助
・教職員を対象とするカウンセリングマインド研修の実施 等
- 派遣時間 年間210時間（1日3時間、週2日、35週）

(2) 高校生心のサポートシステムの推進（高校教育課） 69,263千円

高校生のいじめや不登校等の問題行動等の課題に対応するため、キャンパスカウンセラー（臨床心理士等）を配置するほか、家庭・地域・関係機関との連携によるいじめ、暴力行為等の問題行動に対する実践的な取組を推進する。

- ① キャンパスカウンセラーの配置（全県立高等学校）
 - 配置校数 全県立高等学校及び中等教育学校 147校
 - 回 数 学校当たり週1回程度
- ② 心のサポートシステム推進校の指定
 - 指 定 校 42校
 - 内 容 いじめ・暴力行為の減少・克服に向けた実践研究
命の大切さを実感させる実践研究（自殺予防）
コミュニケーションの在り方の実践研究 等

(3) いじめ等教育相談の実施（義務教育課） 32,944千円

① ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談24時間ホットラインの実施

24時間体制で電話によるいじめ等の悩み相談に対応するとともに、臨床心理士等による面接相談を実施する。

- 設置場所 ひょうごっ子悩み相談センター（教育研修所）
- 電話相談 24時間（12/28～1/3を除く）
- 面接相談 9時～17時（土、日、祝日及び12/28～1/3を除く）

- 相談件数 4,667件 (H27年度実績 (昼間2,944件・夜間1,723件))
しつけ・子育て 751件 進路・学習 388件 いじめ 309件

② ひょうごっ子〈いじめ・体罰・子ども安全〉相談・通報窓口

(ひょうごっ子悩み相談センター分室)の設置

学校現場における悩み相談に対応するとともに、いじめの相談や通報のための電話・面接相談窓口を設置する。

- 設置場所 各教育事務所 (6か所)
- 電話相談 9時～17時 (土、日、祝日及び12/28～1/3を除く)
- 相談件数 213件 (H27年度実績)
しつけ・子育て 9件 進路・学習 11件 いじめ 21件

③ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置

パソコンや携帯電話を使ったインターネット上の誹謗中傷やいやがらせ等の事案に対して、電話や電子メール・FAX・Webサイトでの相談を実施するとともに、ネットパトロールを実施する。

- 電話相談 14時～19時 (日、祝日及び12/28～1/3を除く)
- 電子メール・FAX・Webサイト 随時
- 相談件数 134件 (H27年度実績)
誹謗中傷等の書き込み 40件 学校・教師の対応 11件 友だち関係の悩み 2件

(4) 教育事務所「教育相談窓口」の設置 (義務教育課)

1,186千円

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するため、各教育事務所に教育相談窓口を設置する。

- 設置場所 各教育事務所 (6か所)
- 実施日 月1～2回程度定期日を設けて実施
- 内容 学校OB等が対応し、場合によっては教育問題検討会議を開き、弁護士等が相談に応じる。
- 相談件数 3,110件 (H27年度実績) 面接相談 問題行動 2,216件、いじめ 149件

(5) その他の相談窓口

① ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談 (地域安全課)

7,176千円

県民が日常生活の中で身近な異変に気づいた際、匿名で通報できる電話相談窓口を設置する。

- 開設日時 月～金曜日 9:00～16:00 (祝日、12/29～1/3を除く)
- 電話番号 078-341-1324 (いざソーホー)
- 相談件数 257件 (H27年度実績)

② ほっとらいん相談 (青少年課)

ひきこもりの当事者や家族からの第一次的な電話相談窓口として実施。必要に応じて、面接相談や適切な専門機関、地域ランチ等につなぐ。

③ ヤングトーク (兵庫県警察本部少年相談室)

被害にあった少年やその保護者等を支援するため、専門的な立場から各種少年相談に応じる。

上記の他、いのちの電話、法務局人権相談窓口、兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」等、多数の窓口が設置されている。

<早期対応>

(1) 学校支援チームの設置・派遣 (義務教育課)

77,389千円

学校だけでは解決困難な事案に対応するため、各教育事務所に専門的・多面的な支援を行う「学校支援チーム」を設置し、相談機関と連携しながら、複雑・多様化する課題の解決にあたる。

- 設置場所 各教育事務所 (6か所)
- 構 成 員 学校関係OB、警察関係OB、
スクールソーシャルワーカー (社会福祉士等)、精神科医 等
- 内 容 ・児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為等に関する相談・支援
・児童虐待に関する相談・支援
・学校での緊急会議・ケース会議等における指導助言

(2) 高等学校問題解決サポートチームの設置 (高校教育課)

2,736千円

県立高等学校に寄せられる様々な要望等に対して、第三者的な立場で判断・対応する体制を整備し、課題の早期解決を図る。

- 体 制 ・教育関係OBの配置 (1人 (県高校教育課))
・弁護士、精神科医による支援 (随時)
- 支援内容 学校への適切な指導・助言、早期解決への協力
- 相談件数 877件 (平成27年度実績(延べ件数))
・相談者等の内訳

学校管理職	保護者	地域住民	計
632件 (72.1%)	147件 (16.8%)	88件 (10.0%)	877件

・相談方法の内訳

電話	面談	その他(手紙など)	計
663件 (75.6%)	76件 (8.7%)	18件 (2.1%)	877件

(3) 新 市町スクールソーシャルワーカー補助事業 (義務教育課)

23,616千円

問題行動の背景にある児童生徒の置かれた様々な環境の問題により、学校だけでは解決困難なケースについて、関係機関との連携・調整や児童生徒の置かれた環境への働きかけ等により早期の解決を図るため、市町のスクールソーシャルワーカー (社会福祉士等) の配置を促進する。

- 配 置 数 72校区 (H31までに指定都市・中核市を除く37市町の全中学校区 (186校区) に配置)
- 配置時間 週1日 7時間45分
- 事業経費 県1/3 市2/3
- 資格要件 社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者 (原則)
又は、福祉・教育分野において専門的な知識・技術を有する者

(4) スクールカウンセラー・スーパーバイザーの配置 (義務教育課)

—

小・中学校に配置するスクールカウンセラーへの指導・助言を行うとともに、学校現場で発生した重大な事案に対して専門的な立場から助言し、早期の問題解決をサポートする。

- 配置人数 3人 (スクールカウンセラーを兼ねて配置)
- 内 容 具体的な事例研究、実践的研修、ロールプレイング等

＜インターネットを通じて行われるいじめ等への対応＞

- (1) **新** 情報モラル教育推進事業（教育企画課） 484千円
児童生徒の過度のネット利用（いわゆるネット依存）やネットトラブルを防止するため、家庭等と連携した情報モラルに関する啓発を一層推進する。
①学校や家庭での自主的なルールづくりの支援
②保護者に対する啓発リーフレットの配布
○ 配布対象 高校新1年生の全保護者（新2年生以上の保護者には配布済み）
○ 配布部数 40,000部
- (2) 地区別情報教育研修会の実施（教育企画課） —
教育事務所に配置する情報教育専門推進員により、児童生徒に対する情報モラルの指導や教職員自身の情報リテラシーの向上を図る研修会を開催する。
- (3) 県立学校情報教育研修会の実施（教育企画課） —
教員の情報モラル指導力や教職員自身の情報リテラシーの向上を図る研修会を開催する。
- (4) 関係機関との連携 —
インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。
- (5) ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口の設置（義務教育課） 【再掲】 —

II いじめ防止の取組について

2 心の教育総合センターの取組について

平成 28 年度「いじめ未然防止プログラム」に係る研究 中間報告

(1) 「いじめ未然防止プログラム」について

- ・平成 25～26 年 聞き取り調査、アンケート調査、プログラム作成
- ・平成 27 年 「いじめ未然防止プログラム」を Web ページで提供開始
新規授業プラン 5 種作成
授業選択に生かせるアンケート (CoCoLo-34) の作成
- ・平成 28 年 4 月 プログラムに「CoCoLo-34」を追加、Web ページで提供開始

(2) いじめ未然防止プログラムの実践状況等 (平成 28 年 8 月末現在)

①普及に向けた取組

ア 県内の小・中・高等学校及び特別支援学校に通知とともにチラシ配布
イ 月刊「兵庫教育」による紹介

②「研修プログラム」の実施

- ・教育研修所の研修で、本プログラムの趣旨、活用方法等を解説
- ・出前研修で、各校の課題解決に向けた講義・演習を実施し、各校のプログラム実践を支援

教育研修所の研修

研修	校種等	受講者数	
職務研修	初任者研修	小学校	301
		中学校	158
		栄養・養護教諭、特支	81
		高等学校	216
	2年次研修	小学校	351
		中学校	156
		栄養・養護教諭	33
	10年経験者研修	小学校	197
		中学校	94
		高等学校(選択)	12
一般研修講座	「モデルリーダーのための学級経営講座『いじめ未然防止プログラム』の活用に向けて」	小・中・高・特別支援学校 30歳以上の教員	66
その他	全県カウンセリング マインド研修	県立学校 いじめ対応チーム	186
合 計		1,851	

(平成28年8月末現在)

出前研修

校種等	機関数	受講者数
小学校	1	19
中学校	0	0
高等学校	5	138
研究会等	4	99
合 計	10	256

(平成28年8月末現在)

③本プログラムの実践例

- ・県立香住高等学校、県立和田山高等学校、赤穂市立有年中学校、三田市立上野台中学校、加西市立下里小学校、南あわじ市立榎列小学校 等

(3) 平成 28 年度の研究内容と進捗状況

①「授業プラン」を追加 (現在作成中)

- ・中学校と特別支援学校を中心に新たに 5 種作成

②教師用映像資料の作成 (現在作成中)

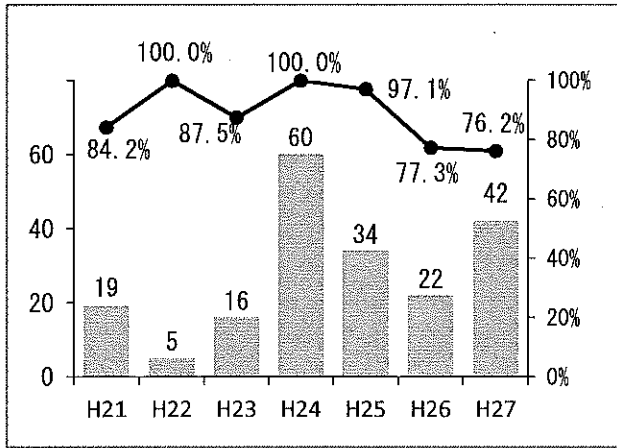
- ・「授業プラン」に掲載されている授業の実施方法の解説動画を作成し、教員が適切に授業のイメージが持てるように支援

II いじめ防止の取組について

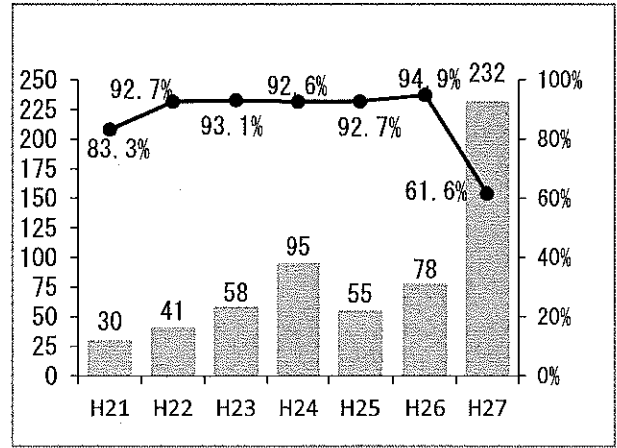
3 私立学校の取組について

いじめの認知件数及び解消率の推移(兵庫県内私立学校)

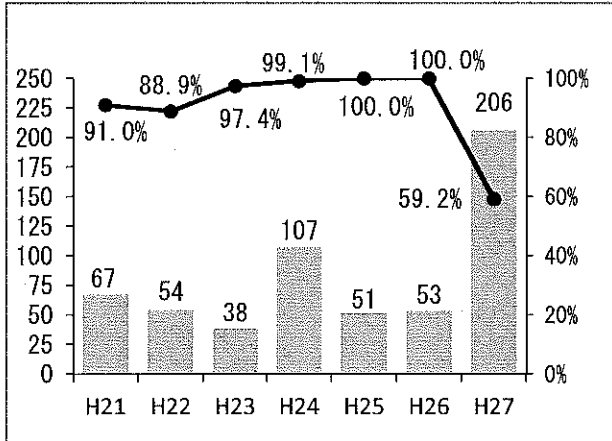
私立小学校



私立中学校



私立高等学校

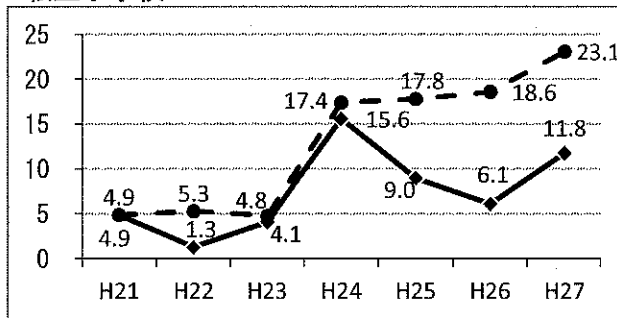


● : いじめの解消率
 ■ : いじめの認知件数

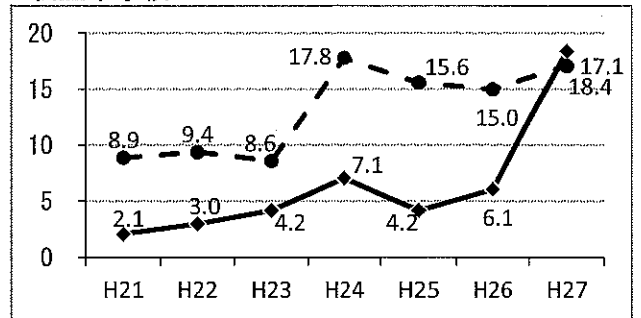
出典: 県私学教育課調べ

【参考】児童・生徒1,000人あたりのいじめ認知件数

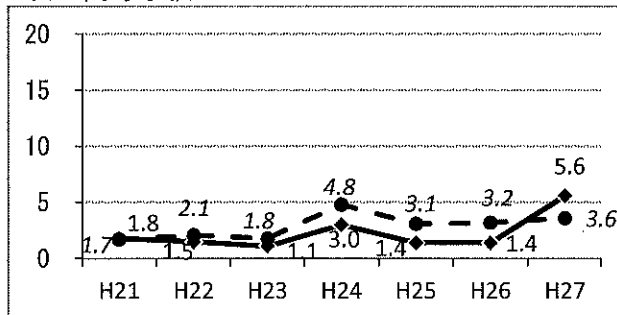
私立小学校



私立中学校



私立高等学校



● : 全国 国公立学校
 ◆ : 兵庫県 私立学校

出典: (全国) 文部科学省 問題行動等調査
 (兵庫県) 県私学教育課調べ

いじめの態様（県内私立学校）

（上段：H27年度、下段：H26年度）

区 分	小学校	中学校	高等学校	計
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	50.0%	69.4%	84.0%	74.0%
	63.6%	70.5%	62.3%	66.7%
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	23.8%	37.5%	41.7%	38.1%
	31.8%	29.5%	18.9%	26.1%
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	19.0%	12.5%	10.7%	12.3%
	13.6%	24.4%	26.4%	23.5%
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	4.8%	0.4%	1.5%	1.3%
	4.5%	2.6%	11.3%	5.9%
⑤ 金品をたかられる。	4.8%	1.3%	1.5%	1.7%
	0.0%	2.6%	5.7%	3.3%
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	7.1%	9.9%	9.2%	9.4%
	18.2%	5.1%	9.4%	8.5%
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	7.1%	13.8%	14.1%	13.3%
	0.0%	10.3%	13.2%	9.8%
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.0%	14.7%	25.2%	17.9%
	9.1%	9.0%	22.6%	13.7%
⑨ その他 （上記に入らない軽微なものを含む）	7.1%	3.4%	0.0%	2.3%
	13.6%	2.6%	0.0%	3.3%
いじめの認知件数（総数）	42	232	206	480
	22	78	53	153

私学団体（（一社）兵庫県私学総連合会）による教職員研修の実施

27年度中に実施した、いじめ対策をテーマとした主な研修

研修	テーマ	実施日数	参加人数
新任教員研修	いじめを生まない学校づくり	1日	約70人
中堅教員研修	思春期・青年期の子どもが抱えるこころの課題	のべ2日	約30人
初任者研修会	いじめ ～子どもの今を知る～	のべ2日	約120人
特別支援教育研修	思春期の発達障害のある生徒の理解と支援	1日	約40人
人権教育研修	ネット上の人権	1日	約40人
	LGBTって何？	1日	約25人
生徒指導研修	少年非行について	1日	約130人
	ネットに関するルール	1日	約130人
学校カウンセリング研修	いじめを考える	のべ4日	約120人

II いじめ防止の取組について

4 青少年課の取組について

(1) 「兵庫ひきこもり相談支援センター ほっとらいん相談」

- ①ひきこもり・不登校・いじめ等に悩む青少年や家族など全年齢を対象に実施
- ②相談日は週5日（月・火・水・金・土）
- ③平成27年4月から平成28年3月までの相談実績の概要

いじめ自体の相談件数は6件であるが、いじめに起因されるひきこもり、不登校と考えられる相談件数は850件に上っている。

H27.4～H28.3 実績

月	日数	件数	H27年度						H26年度					
			相談内訳						いじめに起因	1日あたり	新規件数	件数	1日あたり	新規件数
ひきこもり	不登校	非行	虐待	いじめ	その他	件数	1日あたり	新規件数						
計	243	1,371	1,158	92	1	0	6	114	850	5.6	244	1,496	6.2	372

※その他は、問題行動、友人関係など

(2) 「青少年のネットトラブル未然防止大作戦」

(資料1 P18)

- ①スマホやネットのトラブルからいじめに発展するケースが多い状況を踏まえ、スマホの適切な使い方やネットの利用に関する情報提供などを行い、トラブル未然防止にむけた取り組みを実施。(事務局 兵庫県青少年本部)
- ②中高生を対象にした「ひょうごケータイ・スマホアンケート」を実施し、調査結果を踏まえ、教育委員会・警察・PTA協議会等の関係機関の協力の下、ネットトラブル未然防止に向けた全県大会を開催。

「スマホサミット in ひょうご」

平成28年12月17日（土）13:00～16:30 県農業会館大ホール

内容 青少年のインターネット利用の現状について
 中高生などによる先進事例発表及び討論会
 ひょうごケータイ・スマホアンケート結果報告
 中高生による公開討論会

(3) 青少年愛護条例の改正 (H28.4.1 施行)

(資料2 P19)

「青少年のインターネットの利用に関する基準づくり(第24条の5)」

青少年のインターネットの利用に関し(ア)利用に伴う危険性(イ)過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準(ルール)づくりが行われるよう、その支援に努めることをすべての人の努力義務とした。

(4) 「インターネット利用に関する基準づくり支援事業」

小学校等における基準づくりを支援するため、市町に対し補助

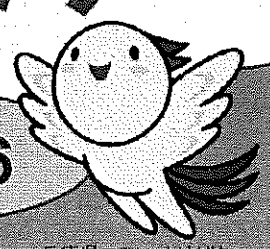
- ・補助額：1校あたり上限30千円×758校(全公立小学校)
- ・負担割合：県1/2 市町1/2



スマホサミットinひょうご

ひょうごユースケアネット推進会議・兵庫県ひきこもり相談支援センター連絡協議会第3回研修会
 ころ豊かな人づくり500人委員育成事業全県セミナー

2016



兵庫県マスコットはたん

平成28年12月17日(土) 13:00~16:30
 兵庫県農業会館 大ホール (神戸市中央区海岸通1番地)

※ 昨年とは会場が異なります

参加無料

スマートフォンやゲーム機などの爆発的な普及により、子どもたちがネットトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が増大している今、私たちは、子どもを守るために何ができるのでしょうか？
 兵庫県青少年本部・兵庫県では、本年4月に改正された青少年愛護条例の趣旨を踏まえ、青少年のインターネット利用のルールづくりについて、社会全体で青少年とともに考え、学び、取組の輪を広げる全県大会「スマホサミットinひょうご2016」を開催します。

コーディネーター 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 竹内 和雄 氏

公立中学校で20年勤務し、生徒指導主事等を担当(途中小学校勤務)。寝屋川市教委指導主事を経て、2012年より現職。
 生徒指導を専門とし、いじめ、不登校、ネット問題、生徒会活動等を研究している。
 文部科学省、総務省等で、子どもとネット問題についての委員を歴任。NHK「視点・論点」「クローズアップ現代」等に出演。著書『家庭や学級で語り合う スマホ時代のリスクとスキル』(北大路書房)、『スマホホルドルン対応マニュアル「依存」「炎上」これで防ぐ!』(中公新書ラクレ)等多数。ウィーン大学客員研究員。



プログラム

- ★ 青少年のネットトラブル防止!
- ★ メッセージコンテスト 入賞者表彰式
- ★ 文部科学省委託事業 とつなかる Off-Line Camp オフライン キャンプ 結果報告
- ★ 青少年のインターネット利用対策活動事例 優秀取組発表
- ★ 県下4500人の小・中・高校生に聞いた「ひょうごケータイ・スマホアンケート」結果発表
- ★ ネットの正しいルールづくり みんなでアセスン!
- ★ ひょうごの子どもたちによる ネット利用ルールづくり公開討論会

主催
 公益財団法人兵庫県青少年本部・兵庫県

共催 兵庫県警察・兵庫県教育委員会・兵庫県PTA協議会・兵庫県青少年団体連絡協議会・兵庫県立大学
 ころ豊かな人づくり500人委員会阪神南OB会・兵庫県立光風病院・兵庫県立いえしま自然体験センター
 株式会社テレックス関西・docomo 株式会社ドコモCS関西
 後援 神戸新聞社・サンテレビジョン・NHK神戸放送局
 協賛 一般財団法人兵庫県職員互助会
 協力 兵庫県青少年を守る店連絡協議会・兵庫県遊技業協同組合・株式会社大栄

青少年愛護条例を改正し、青少年のネット利用の ルールづくり支援を条例で定めました！



兵庫県では、平成 28 年 4 月 1 日
兵庫県青少年愛護条例の一部を改正し、
青少年のインターネット利用に関する
ルールづくりの支援を、県内全ての人の
努力義務としました。



兵庫県マスコットはばタン

改正の目的

スマートフォン等の急速な普及に伴い、心身ともに発達途上にある青少年がインターネットの利用に関する健全な判断能力を育成されないままその利用を行うことにより、ネットトラブルに巻き込まれたり、ネット依存になるなど、その健全な育成が阻害されるおそれが増大しています。

このような青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年のインターネットの利用に関する基準(ルール)づくりの支援についての努力義務を新たに定める等所要の整備を行いました。

※ ネットトラブルって？

ネット空間では、

- 高額請求
 - いじめ
 - 性犯罪被害
- などが横行しています。



※ ネット依存になると？

ネット依存の症状として、

- 学力低下
 - 睡眠障害
 - 食欲不振
- などが報告されています。

主な改正点

青少年のインターネットの利用に関する基準づくり(第24条の5)

○ 青少年のインターネットの利用に関し、

※ 利用に伴う危険性 ※ 過度の利用による弊害

等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準(ルール)づくりが行われるよう、その支援に努めることを、全ての人の努力義務としました。

○ 青少年のインターネットの利用に関する基準(ルール)とは、

※ インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項

※ インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

を含みます。

子どもや家庭任せにせず、社会みんなでネット利用について考え、ネットの危険から子どもを守りましょう！

子どもの携帯電話をフィルタリングで安全に！

簡単な設定で、子どもが必要なアプリ(LINE、Twitterなど)は使用できる状態で、有害サイトへのアクセスや使用時間の制限ができます。

お子さまが安全に楽しくスマホ・ケータイを使えるよう、必ずフィルタリングを利用しましょう！

● 条例に関する詳しいお問い合わせは・・・

兵庫県企画県民部 青少年課
〒650-8567 神戸市中央区中山手通5丁目10番1号
TEL 078-362-3142 FAX 078-362-3957
Email seishonen@pref.hyogo.lg.jp

みんなでいじめをなくすために

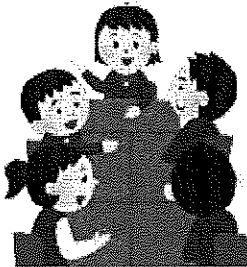
兵庫県・兵庫県教育委員会

兵庫県では、すべての子どもたちがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、子どもたち自らが考え、協力して問題を解決する力や思いやりの心を育てる取り組みを推進しています。この機会にいじめの問題について話し合い、いじめ防止への理解を深めましょう。

県内で、子どもたちによる、いじめやネットトラブルをなくそうとする取り組みが広がっています。

全国いじめ問題子供サミット

子どもたちがいじめ対策について話し合う「全国いじめ問題子供サミット」が、平成28年1月、文部科学省で開催され、兵庫県の生徒を含む全国の小中学生約140名が参加しました。サミットでは、「いじめを見つけたらどうする」をテーマに意見が交わされ、以下のように決意表明をしました。



「STOP! 見るだけ先生 見るだけ生徒」
「勇気をもって心の声を伝えよう」

こうべっ子いじめ防止広域キャンペーン

神戸市では、全中学校区で開催してきた「いじめ防止小中地域会議」に加え、近隣校が協力して、より広域でいじめ防止活動を行う「こうべっ子いじめ防止キャンペーン」を市内10地域において実施しています。これにより、いじめ防止に対する児童生徒の意欲や地域の関心を高め、地域ぐるみのいじめ防止対策の推進を目指しています。



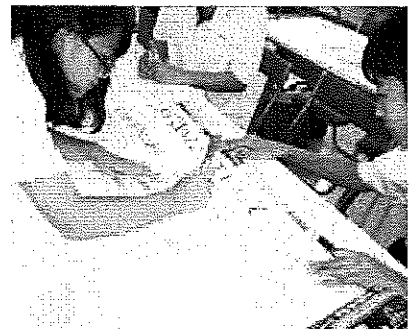
毎月25日は「ノースマホ」(たつの市)

スマートフォン(スマホ)に依存せず、家族で会話する時間を取り戻そうと、たつの市内の全6中学校の生徒会が合同で毎月25日を「ノーゲーム・ノースマホデー」と定め、市内の全小中学校にチラシを配布して、啓発活動を展開しています。



いじめ防止を考える生徒会交流会(赤穂市)

赤穂市では、市内の中学校が交流会を開き、各校の生徒会が作成・実施したアンケートを基に、いじめをなくすにはどうすればよいか、自分たちにできることは何かを考えるグループ別協議を行いました。これを受けて、生徒会を中心に、市内の全小中学校でいじめをなくす取り組みを進めています。



各ご家庭や地域においても、すべての子どもたちが笑顔あふれる学校生活を送れるよう、子どもたちを見守り、いじめの問題を克服するための取り組みにご協力をお願いします。

<兵庫県いじめ防止基本方針について>

本県では、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応)に関する基本方針を策定しています。詳しくは県教育委員会義務教育課ホームページまで <http://www.hyogo-c.ed.jp/gimu-bo/ijimetaiou/ijimetaiou.htm> なお、各学校においても学校いじめ防止基本方針を策定しています。各校のホームページ等でご確認ください。

子どもの出すサイン(変化)に気づいていますか? ※早期発見・早期対応が大切です

～いじめはどの子どもも被害者・加害者となる可能性があり、大人の気づきにくいところで起こります～

●家庭で気をつけるポイント

いじめの被害者は、いじめられていることを言にくい

- 家の人に心配をかけたくない
- いじめられたことを言ったことが分かる、さらにいじめられる心配がある

いじめの加害者は、いじめと認識せず、からかいやいたずらなどを遊び半分で行う

- 被害者が平気そうなので大丈夫
- 悪いのは自分だけではない

●子どもの出すサイン

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 元気がない | <input type="checkbox"/> 食欲がない |
| <input type="checkbox"/> メールの内容を気にしすぎる | <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマホを離さない |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する | <input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなる |
| <input type="checkbox"/> どことなくおどおどしている | <input type="checkbox"/> 成績が急に下がる |
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなる | <input type="checkbox"/> 落書きが目立つ |
| <input type="checkbox"/> 金遣いが急に荒くなる | <input type="checkbox"/> 金品を持ち出す |
| <input type="checkbox"/> 登校をしづる | <input type="checkbox"/> あざや傷がある |
| <input type="checkbox"/> 服装の汚れや破れが目につく | |

- すぐかっとなって、暴力を振るう
- 言葉遣いが荒くなる
- 買った覚えのないものを持っている
- 友達を呼び捨てにする
- 友達に軽蔑した口調で話す

「あれ?」もしかしてと思ったら…

相談機関に相談



すぐに学校(担任)へ相談

相談機関

次の相談窓口の他に、各市町が開設する相談窓口もあります。

いじめ相談全般

◆ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談24時間ホットライン ひょうごっ子悩み相談センター

- 電話相談 9:00～21:00 (12/28～1/3を除く)
- 専用電話 (7日24時間) 0120-783-111 携帯電話(有料) 0795-42-6004
- 夜間電話 21:00～翌9:00 (12/28～1/3を除く) 0795-42-6559
- 面接相談 (予約) 月～金の9:00～17:00 (祝日と12/28～1/3を除く)



◆ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)相談・通報窓口(ひょうごっ子悩み相談センター分室)

- 電話相談 月～金の9:00～17:00 (祝日と12/28～1/3を除く) 県教育委員会教育事務所
- 面接相談 (予約) 月～金の9:00～17:00 (祝日と12/28～1/3を除く)
- 阪 神教育事務所 0798-23-2120 播磨東教育事務所 079-421-0115 播磨西教育事務所 079-224-1152
- 但 馬教育事務所 0796-24-1520 丹 波教育事務所 079-552-6059 淡 路教育事務所 0799-22-4152

- ◆ヤングトーク(兵庫県警察少年相談室) 0120-786-109
- ◆子どもの人権110番(神戸地方法務局) 0120-007-110
- ◆兵庫県弁護士会法律相談「子どもの悩みごと相談」(相談無料) 078-341-8227

インターネットを通じたいじめ

◆ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口

- 電話相談: 06-4868-3395 月～土 14:00～19:00 (祝日と12/28～1/3を除く)
- F A X: 06-4868-3396 メール: soudan@hyogokko.npos.biz
- Webサイトからの相談: <http://hyogokko.npos.biz>

ひきこもり・不登校等

- ◆ほっとらいん相談(兵庫県青少年本部) 078-977-7555

地域での安全・安心に係る異変

- ◆ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談(企画県民部地域安全課) 078-341-1324

自殺を考えるほどの深い悩み

- ◆兵庫県ののちと心のサポートダイヤル(健康福祉部ののち対策室) 078-382-3566
- ◆神戸いのちの電話 078-371-4343 はりまいのちの電話 079-222-4343

SNSによる犯罪被害が急増!!

一殺人事件も発生ー

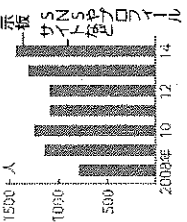
SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)=Facebook、LINE、Twitter等

2014年度の被害者は過去最高の1,421人! スマートフォン利用者の被害が急増しています!

交流サイト(コミュニケーション)を利用して、性犯罪などの被害に遭った子どもの87.6%が、スマートフォンを利用しています。



交流サイトを通じて
被害に遭った子ども
(被害者)の割合
(被害者)の割合



対策 ネット上で知り合った人とは会わない

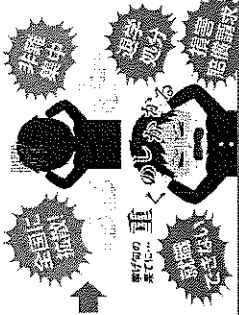
悪ふざけのつもりでも、人生に影響が!

一投稿写真等、個人情報への拡散・炎上ー

中間内でSNSに投稿した写真や動画が全国に広まり、取り返しのつかない事態に発展するケースが多発しています。安易な投稿が子どもの将来を大きく左右します。



- 悪ふざけの投稿
- 反感・学級への悪口
- 自分の写真
- 許可のない投稿
- 悪意の投稿



スマートフォンで撮影した写真は、GPS機能により位置情報が含まれる場合があるため、投稿写真から自宅など撮影場所が特定されることがあります。

対策 写真などの個人情報投稿をしない

ネット上へ流出した「写真」は消えません!!

ーリベンジポルノの被害者にー

別れた恋人等の裸の写真や動画をネット上に流出させるリベンジポルノが社会問題化しています。ネット上へ流出してしまった写真を完全に削除することは、不可能です。

リベンジポルノは犯罪です!



対策 たとえ恋人同士でも、恥ずかしい写真は「撮らない! 撮らせない! 送らない!」

ネットの危険から子どもを守る 義務がある!!



兵庫県マスコミはばタン

- ひょうごスマホ宣言2015
- ① 奪われない あなたの時間 貴重な人生
 - ② その指が 自分の未来を かえちやうよ
 - ③ メールより 声で伝える その言葉
 - ④ フィルタリング 携帯持った その日から

平成27年2月「スマホササナイ」ひょうごの、(中高生等)による公開討論会]で話し合ってきた。

兵庫県は、青少年のスマートフォン・携帯電話へのフィルタリング利用を原則義務化しています。



兵庫県教育委員会 兵庫県警察 兵庫県図書館

兵庫県での相談窓口 ～気軽に相談しましょう～

県警本部サイバー犯罪対策課	078-341-7441 (代表)
県警本部少年育成課 少年相談室(ヤングトーク)	0120-786-109 (平日 9時～17時30分)
ひょうごっ子悩み相談センター	0120-783-111 (毎日 9時～21時) 0795-42-6559 (毎日 21時～9時)
ひょうごっ子「ネットはじめ情報」相談窓口	06-4868-3395 (月～土 14時～19時)
県精神保健福祉センター	078-252-4980 (月～土 8時45分～17時30分)
消費者ホットライン	0570-064-370

ネットトラブル防止啓発動画等を見ることができます。下記のQRコードでアクセスできますので、ぜひご覧ください。



ネットトラブル防止啓発動画



フィルタリング啓発動画

スマホの使い過ぎで生活習慣の乱れから成績に悪影響!!

「寝る直前までスマートフォンなどをよく使う」と回答した高校生の割合 **65.6%**

(平成27年3月文部科学省委託調査)

そのうち、85.4%が「朝、ふとんから出るのがつかいことがある」、82.3%が「朝から授業中にもかかわらず眠くて仕方がないことがある」と回答。



対策 家庭での利用時間や場所を決める

兵庫県内の学校では、生徒会等を中心に、生徒自身がスマートフォンや携帯電話の利用方法について考え、ルールづくりをはじめ、家庭でも、子どもと話し合い、利用する時間や場所を決めよう。

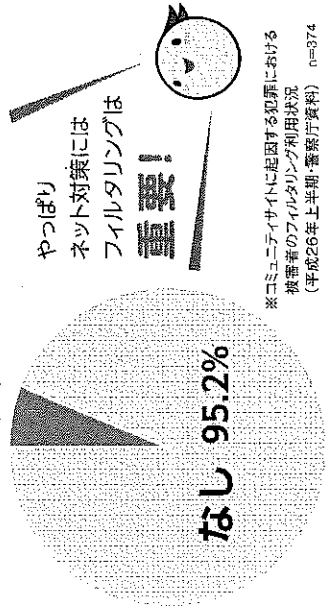
ネット犯罪被害に遭った子どもの95%がフィルタリングを設定していません

警察庁が公表した衝撃の事実をご存じですか？

ネットの犯罪被害に遭った95%の子どもが、フィルタリングを利用していません。

リスク回避のためにフィルタリングはとて重要です!!

あり 4.8%

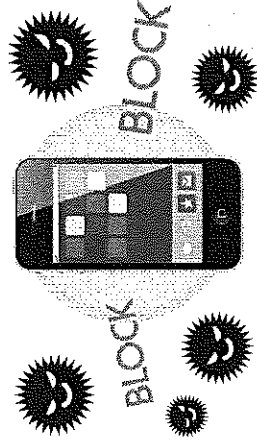


フィルタリングは子どもたちの味方です

フィルタリングは**有害サイトやメールをブロック**する子どもたちの**強い味方**です。

フィルタリングを設定しても**LINE**などの**アプリは利用**できます。

携帯ゲーム機や音楽プレイヤー等、ネットが使える機器にもフィルタリングの設定が必要です。

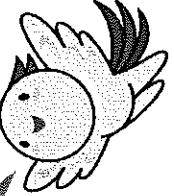


家庭内でルールについて話し合ってみませんか
ルールづくりのポイント

フィルタリングの設定は必須です

- ① 個人情報を書き込まない
- ② 利用する時間や、場所を決める
- ③ 困ったことは直ぐに親に相談する

子どもたちの安全・安心のために



① 安全な利用環境

フィルタリングの設定

② 危険性を正しく理解

防犯教室等への参加や

学校や関係機関との連携

③ 子どもたちとともに、ルールをつくり、守らせ、見守る

保護者の皆様へ



子どもたちは保護者の姿を見て、学び、育ちます。

子どもたちがスマートフォンやネットを適切に利用できるかどうかは、**大人の態度や意識にかかっています。**

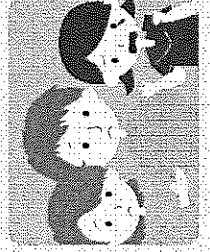
「役に立つから」「便利だから」と安易にスマートフォンや携帯電話を買い与えることは、様々な危険やトラブルに子どもたちが巻き込まれる可能性があります。

まず、保護者自身がスマートフォンやネットのことを正しく知りましょう!

チェックしましょう!

- 保護者自身がスマートフォンやネットの正しい使い方(マナーや利用時間など)を行動で示していますか?
- フィルタリングを設定していれば防犯ことができたり犯罪被害やトラブル事例が多くなることを知っていますか?
- ネット上に投稿した写真等の情報は、すぐに拡散し、容易に消せないことを知っていますか?
- 「ネット上では匿名性が高い」と誤解していませんか?
- 家庭内でスマートフォン利用ルールを、子どもと相談しながら決めていきますか?
- 家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、見直していますか?
- 困ったときに相談できる人や窓口を知っていますか?

もし、トラブルにあったら...



相談を受けたときに、慌てないよう、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

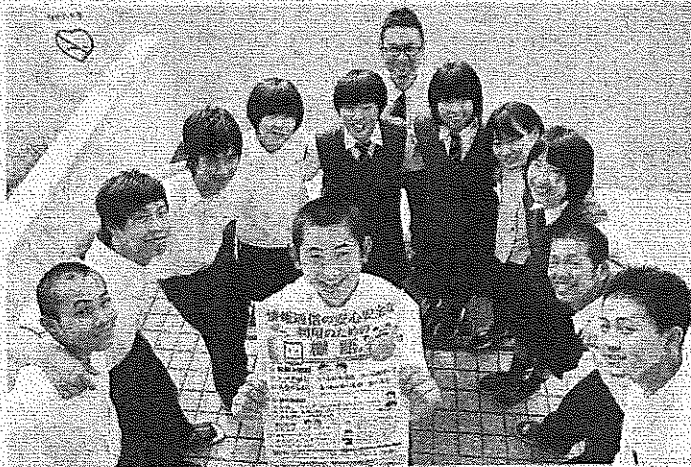


裏面をみてね!

IV 新聞記事

平成28年6月8日(水) 付け 神戸新聞

ネットのマナー啓発標語 千種高が総務大臣賞



総務大臣賞を受賞した標語を作った千種高校の田中備太さん(中央)と生徒会メンバー＝兵庫県千種町

「情報通信における安心安全推進協議会」(東京)が、インターネットやスマートフォン利用マナーやルールを呼び掛けるため、

「S…その送信 N…なにか失う S…心配ない?」。大手通信事業者などがつくる協議会が募集した2016年度の「情報通信の安心安全な利用のための標語」で、千種高校(兵庫県千種町)の作品が、学校部門の最優秀にあたる総務大臣賞を受賞した。標語はポスターに印刷され、全国の学校などに掲げられる。

(千原川淳也)

その送信

なにか失う

心配ない?

S
N
S
安全利用呼び掛け

毎年標語を募集。本年度は学校部門に全国から78点の応募があり、各校の情報モラルについての取り組みも併せて審査した。千種高は、14年度に県教委の情報モラル向上研究開発校に指定され、生徒会を中心に推進。生徒が地域の小中学生らと啓発する「千種モデル」構築を目標し、千種中生徒会とス。無料通信アプリ「LINE(ライン)」や会員制交流サイト(SNS)などを利用して、安易な言葉の送信で友人関係が壊れる怖さを標語に込めた。同校の標語について、同協議会は「学校が特徴的な取り組みとしており、標語そのものもインパクトがあり分かりやすい」と評価する。

地域連携なども評価

同校生徒会長の3年藤原瑞希さん(17)は「田舎の小さな高校の取り組みが全国に知ってもらえたらうれしい。これからもネットは安全に使いこなしたい」と話した。

少年少女スマホ断食記

みんなと遊ぶ楽しさ実感

時間があれば、すぐにスマートフォンやタブレットをいじり出す。そんな習慣から抜け出せない子どもを対象にした合宿が16～20日、家島諸島・西島の県立いえしま自然体験センター(姫路市)であった。電波がほとんど届かない小さな島で、小学5年～高校2年の男女14人が日常生活を見直した。

島合宿で依存対策

県青少年本部が主催した「人とつながるオフラインキャンプ」。文部科学省が2年前から取り組む子どものインターネット依存対策事業の委託を受け、県内で初めて実施された。西島は姫路市の約20キロ沖合に浮かぶ島で、姫路港から高速船で40分ほど。探石場や魚の加工場はあるが、住民はいない。子どもたちは海水浴やスイカ割りなどの活動をした後、ロッジの一室で1日1時間だけスマホやタブレットを使える。

この部屋には電波増幅器が置かれており、14人全員が一度に使える通信環境が用意された。だが、実際に部屋を訪れたのは、5日間を通して2人だけ。多くの子どもたちは「みんなと遊ぶ時間を削るのはもったいない」と口をそろえた。母親に勧められて参加した太子町立太子東中学3年の岸本陽紅君(15)もその一人。普段は午後6時ごろに帰宅し、タブレットで動画サイト「ユーチューブ」を見たり、ゲームをしたりし

て約3時間を過ごす。やり過ぎを自覚していても他にすることがなく、やめられない「暇つぶし」だ。合宿では隣の島で買い付けたイカをさばき、率先して洗いをした岸本君。合宿で考えは変わったか。「いま考えたら、ネットの他にもやることはいっぱいある。家に帰ったら、まずは血洗いを手伝わうかな」ただ、5日間で習慣を変えるのは難しい。実際に、帰り道では多くの子どもたちがスマホをいじり始めた。県青少年本部の松本佳崇・県民運動担当課長は「すぐに改善とはならなくても、合宿が小さなきっかけになれば」と期待する。11月には合宿後の子どもたちの変化を確かめる「フォローアップキャンプ」がある。



●家島諸島・西島での合宿に参加した子どもたち。姫路市家島町●合宿の会場となった西島



小中高生22% 1日4時間超ネット使用

県は昨年、県内の小学5年～高校3年の約3千人を対象にアンケートを実施。その結果、高校生94%、中学生41%、小学生22%がスマホを所有しており、全体の22%の子どもが1日4時間以上、インターネットを使っていた。

県青少年本部とともに合宿を企画した竹内和雄・県立大准教授(教育心理学)は「ネット依存の傾向にある子どもは、家庭や友人関係、成績などで何らかのストレスを抱えている」と指摘。保護者はスマホやタブレットを取り上げるのではなく、子どもが何

専門家「ストレスの反映」

に苦しんでいるのか見極めることが大切とし、「おはよう、ありがとうといった言葉をかけ忘れていないか、十分に子どもを褒めてあげているかを顧みてほしい」と述べた。

また、今回の合宿に参加した子どもたちは、それぞれ時間制限などの目標を決めた。竹内准教授は「各家庭でも子どもと一緒に、スマホを使う際のルールをつくってほしい。子どもが主体的に決めれば守れるはずだ」と話した。

(筒井竜平)

いじめ「情報共有不十分」

第三者委、自殺9件で認定

防止法施行3年

「いじめ防止対策推進法」が施行された2013年9月以降、いじめと自殺の関係が問われた12件のうち少なくとも9件で、第三者委員会が、同法で求められている学校での情報共有が不十分だったと認定していたことがわかった。同法は28日施行から3年が過ぎたが、3年で法の見直しを検討する規定がある。より情報共有を進める仕組みをどう作るかが、見直し論の焦点になりそうだ。同法は大津市の中2男子が11年に自殺した事件を機に自民、民主などが法案を共同提出し、13年9月28日に施行された。

■第三者委が「情報共有不足」を指摘した例

2013年11月	福岡県太宰府市	高3男子	担任が生徒の大きな悩みについて副担任のみに報告
同月	相模原市	中2男子	教員は一人で問題を抱えていた
14年1月	山形県天童市	中1女子	学校全体で共有し取り組むとの認識が各教員まで浸透せず
同月	長崎県新上五島町	中3男子	「いじめ防止対策委員会」が具体的な活動を行った形跡が認められない
7月	青森県八戸市	高2女子	情報共有不足で、組織的な対応に結びつけられなかった
9月	仙台市	中1男子	担任が「大丈夫」との生徒の返事で、管理職に報告せず
15年3月	熊本市	中2女子	担任が広く支援や助力を求められる雰囲気があったか疑問
9月	福島県会津地方	高2女子	教員同士の情報共有が不足※
11月	名古屋市	中1男子	ふざけ行為などが組織的に協議された形跡に乏しい

※第三者委の報告書が概要のみ公表のため、県教委に確認

によると、法施行後、いじめによる自殺と疑われたケースは3年で少なくとも20件あり、小4から高3の20人が亡くなっている。このうち、同法に基づき弁護士らによる第三者委員会が調査を終えた12件について、報告書や答申の内容を分析したところ、一部の教員でいじめの情報を抱え込んだり、学校の対策組織が動いていなかったりして、校内でいじめの情報共有ができていなかったケースが9件あった。

同法は被害者が苦痛を感じるものを全ていじめと定義。一部の教員の判断で「いじめではない」と決めることなどがないよう、教員らが担当を超えて情報を共有する対策組織を校内に常設することを義務づける。同法の運用を定めた文科省の「いじめ防止基本方針」でも、情報共有の必要

性が明記されている。第三者委の指摘のうち、長崎県新上五島町で14年1月に自殺した中3男子は作文などでいじめを示唆していたが、同委は情報を共有すべき学校の「いじめ防止対策委員会」について「具体的な活動を行った形跡は認められなかった」と指摘。14年7月の青森県八戸市の高2女子の事例では、保護者が担任にいじめを訴えていたが、すぐに学年主任に伝えるべき情報ととらえず「情報共有不足で組織的な対応ができなかった」と認定した。昨年11月に自殺した名古屋市西区の中1男子についても「ふざけ行為が組織的に協議された形跡に乏しい」とされた。

現在、第三者委の調査が進む8件でも、岩手県矢巾町で昨年7月に自殺した中2男子について、生徒の訴えがあったのに情報を共有

できずに自殺を防げなかったとして、学校が遺族に謝罪している。情報共有の不足を指摘される事例が今後、さらに増える可能性がある。(水沢健一、木村司)

報告し合い 対策議論を

森田洋司・鳴門教育大学 特任教授(教育社会学)の話 法律が広く定義するいじめと、各教員が考えるいじめには、なおギャップがあり、問題の抱え込みもなくなっていない。情報共有が進まない背景にはこうした事情もある。いじめかどうかの判断のブレがこれほど悲劇を招いてきた。子どもの苦しみに向き合うことを後回しにせず、あらゆる情報を報告し合い、対策組織で議論していく中で教員がいじめに対応する技量も上がる。

重大いじめ認定進まず

有識者会議「基準明確化」など提言へ

文部科学省の有識者会議が12日、いじめ防止対策推進法(国の課題)や改善策をまとめた提言案を公表した。施行後3年が経過した今も、深刻ないじめは後を絶たない。提言案では、児童生徒が心身や財産に重大な被害を受けた「重大事態」の定義を明確化し、調査方法の指針をつなぐことなどで、いじめを見逃さない態勢づくりを求めた。

「いじめの重大事態」と認定された2013年度が全国で179件、14年度が449件。このうち児童生徒の生命や身体、財産に被害が及んだ疑いがあるケースは、それぞれ75件と92件にとどまった。文科省の担当者は「問題を大きく見たくない」という意識から、一般に現場は認定し及び腰になりがちだと指摘する。

「いじめの問題の有識者会議」で、日本弁護士連合会の横山巖弁士は、学校や教育委員会が「重大事態」の認定に消極的な傾向があるのではないかと懸念を示した。



北海道	6.4
青森	8.6
岩手	13.0
宮城	69.9
秋田	11.0
山形	36.5
福島	4.1
茨城	13.9
栃木	9.5
群馬	10.1
埼玉	4.0
千葉	39.9
東京	7.0
神奈川	7.5
新潟	6.1
富山	7.7
石川	5.4
福井	9.0
山梨	25.3
長野	6.3
岐阜	11.6
愛知	11.3
三重	13.3
滋賀	4.5
京都	9.0
大阪	85.4
兵庫	5.4
奈良	4.2
和歌山	8.8
徳島	33.8
香川	9.7
愛媛	9.1
高松	4.9
岡山	5.2
広島	14.8
山口	9.5
徳島	4.5
香川	12.7
愛媛	9.4
高松	6.8
岡山	2.8
広島	13.0
山口	15.0
徳島	25.3
香川	66.0
愛媛	26.4
高松	5.1
岡山	13.7
広島	13.7
山口	13.7

都道府県別の小中高生1000人あたりのいじめ認知件数(2014年度、文科省調査)

いじめ対応の7項目の提言案

現状と課題	改善策
認知 教職員にいじめ認知件数が多いことに抵抗感がある	認知件数の多さは肯定的に評価されると周知
基本方針 学校のいじめ防止基本方針が教職員に周知されていない	基本方針を確認させることで、組織として一貫した対応が可能になる
情報共有 担任教員がいじめを抱え込み、情報共有されていない	情報共有を怠ると懲戒処分になりうることを周知する
早期発見 児童生徒からの情報によるいじめ発見が全体の約3%と少ない	児童生徒が防止策を議論し、実行する
対処 認知件数の約9割が「解消された」とされている	「解消」の定義を明確化し、被害者への支援継続を徹底
重大事態 定義が不明確で、重大事態として扱われないケースがある	事例を示し、重大事態の範囲を明確化する
法の理解 多忙で法律の内容を学ぶ機会がない教職員がいる	全教職員が学習するよう研修を取り組む

(文部科学省の有識者会議提言案より)



大津市で起きた中2男子のいじめ自殺から2年たった12日、市役所で開かれた記者会見で、市長(右)が記者団に答えている。

大津市 学ぶ続ける「命の大切さ」

同法施行のきっかけとなった大津市のいじめ自殺から11日で5年を迎え、亡くなった中2の男子生徒が通っていた市立中学では、生徒と教員が改めて命の大切さを考えた。

同校では自殺の翌年から毎年、命日に合わせて命の重さを学んでおり、今年はいじめをテーマにした合唱や詩の朗読を行った。校長は「心の傷は人との信頼関係の中で修復される。絆を大切にと呼び掛けた。市役所でも男子生徒が自殺し

12年前8時過ぎ、越前美市長らが黙とうをささげた。男子生徒の父親は実効性を高める法改正を求めており、11日の記者会見では推進法が本日子どもの命を助けられるようになるまで訴える、と力を込めた。

1994年に中学2年の男子生徒(当時13歳)が、いじめを告げ自殺した認知いじめの苦痛を伝える。黒尾市市立東部中学校では生徒が今も自主的にいじめ防止に取り組んでいる。翌95年に設立された生徒の自主組織「ハートンタクト」には現在、全校生徒3233人が参加。月3

(大津支局 松久高広)

いじめ防止対策推進法。2011年に大津市で起きた中2男子生徒のいじめ自殺を受け、13年9月に施行された。いじめにより児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあるケースや不登校を余儀なくされたケースを重大事態と規定。認定された場合、教委や学校は速やかに調査組織を設置しなければならぬ。

合、本来は速やかに重大事態と認定する必要がある。しかし、首都圏の教委担当者は「きちんと調査しないのは、いじめの原因だと疑うことが難しい」と悩む。有識者会議は「いじめの原因は重大事態の定義が不明確なことがある」と指摘。重大事態の具体例を全国の学校や教委に示し、調査方法の指針も策定するよう文科省に求めた。

このほか、いじめの「認知」も課題があるとした。14年度いじめの認知件数は18万8000件で、11年度の7万件から大幅に増加した。これは同法の施行

「いじめ防止に取り組むNPO法人「シエントルハートプロジェクト」(川崎市)の小森美登里理事(60)は「いじめが疑われる情報」接した時、教員が適切な判断ができるよう、研修などを積み重ねる努力も必要だ」と指摘する。

いじめ自殺が疑われるケースは今年も起きている。「いじめは早期に兆候を察知し、十分な調査を行うことが不可欠だ。そうして原因を究明する」と再発防止にもつながる。文科省幹部もそう語る。

同省は月内に有識者会議から提言を受け、年度内の指針策定などを目指す。

いじめ対策 見直すなら

法施行3年 関係の3人に聞く

「いじめ防止対策推進法」の施行から3年。いじめによる子どもの自殺が後を絶たない中、法に規定された見直しに向けた議論が本格化する。法は機能しているのか、見直しの必要はあるのか——同法の成立に超党派で深く関わった自民、民進の責任者と、法施行当時の文部科学相の3人に聞いた。

(聞き手・水沢健一、木村司)

脱「見て見ぬふり」定着



馳浩 文科相

61年生まれ。参院議員を経て00年から衆院議員となり、現在6期目。15年10月～16年8月に文部科学相を務めた。自民党スポーツ立国調査会長。

学校の現場の人たちが法律を詳細には読み込んでおらず、第一歩がうまくいっていない。視察のために「いじめ防止対策推進法」を知っていますか? 「読みましたか?」と聞いてきたら「えっ」という答えがほとんど。教育委員会も、校長も、教職員も「よく読んでいます」という答えを聞いたことがない。

ただ、法律の中身は詳しく知らなくても、見て見ぬふりではなく、いじめにきちんとして対応しなければならぬという認識は行き届いたと思う。いじめの認知件数が増えているのはむしろいいことだ。

また、必要なのは教員の研修。今後、必要なのは教員の研修

が、実際にあったいじめ自殺の事実をテキストにすることも大事ではないか。中学生、小学校高学年がホームルームの時間などで考え、自分の意見を発表する。被害者がどんなふうに思っていたか、自分がされたらどう思うか、こんなことをやってはいけないと情感で訴えることではないか。いじめが未来永劫なくなくなることは願っていない。だからいじめ対策には不断の見直しが必要だ。それでも、被害児童、生徒の立場から、「いじめの定義」を及ぼした点は受け入れざるを得ない。そんなことがいじめなのだ」と風を切る。その上で、それで俯ついで自殺する子どもが実際にいるのだ。

校内組織の形 具体的に



小西洋之 参院議員

72年生まれ。総務省職員を経て10年の参院選で初当選し現在2期目。著書に「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」。民進党政調副会長。

いじめによる自殺は一人も出さない。そう思うのは超党派でつくった法律だ。学校はクラスごとに担任の「独立王国」的なものが多く、他の教職員が口を出してはならない。問題が起これば周囲は「担任がやるもんだ」という考え方をしがちだ。こうした構造的な問題を解決するため、法では、複数の教職員が「対策組織」を各校に開設し、「いじめ防止」の情報を共有して組織で取り組むことなどを義務付けた。予防、早期発見、超客観的な対処、この3つをやるべきという画期的な仕組みだ。

しかし、法律に基づいて各校が定める「いじめ防止」の基本方針を見ても、対策組織に誰が入るか、いじめが起きたら具体的にどう対応するか、などについて具体的な方法を書かなくてはならない。形「す」で済んでいないのは、形骸化しやすい。十分の調査、分析してはならない。

何故原因がわかっても、なぜか又再発し、それが教育委員会や学校に制度を知らせる取り組がほとんどなかった。教職員が忙しすぎて、声をかけられず、いじめが再発している。いじめ防止対策推進法は、学校の対策組織について、どんなメンバーで、どうやって取り組むかを条文で詳しく書く必要があると願っている。教職員は重大事項について開いた第三者委員の報告書を使い、具体的な事例から対応の仕方を学ぶことも1つの方法ではないか。

担任フォローきちんと



下村博文 文科相

54年生まれ。都議を経て96年の衆院選で初当選し、現在7期目。12年12月～15年10月に文科相、16年8月から自民党幹事長代行。

法が成立、施行された時の文部科学相だった。ある小学校の行事で、校長が「うちの学校はいじめはゼロ」と語っていた。だが、私があついで「ゼロ」だと知り、いじめられた生徒はいる人、と聞くと、7割ほどの手が上がった。子どもたちの心の奥を感知できるようなフォローが必要だ。孤立無援で苦しんでいるのを、組織的な対応を日頃から意識していかないと。

新学習指導要領で本格化する「マンツーマン」対話や相談を通じて子どもたちが学ぶ(学び)対策の1つとして考えられる。積極的かつマンツーマンで能力を身に付ける中でいじめを予防する、見つけたら必ず手当てして解決していかないとはいえない。学校現場で聞かれたのは、教員指導者がマンツーマンで能力を身に付けても、教員採用試験で評価対象ではなかったため、結果的にその能力を身につけた人が落ちてくるという話だった。教員養成のあり方も見直しを検討していかないと。



いじめ防止対策推進法

大卒中の中男子が2011年はいじめで自殺した事件を経て、自民、公明、民主などの党が法案を共同

提出して成立した。被害者や加害者への対応を定めた。複数の教職員や専門家が連携して対応する「対策組織」の設置や、自殺した不登校などには第三者委員会を調べる仕組みも盛り込まれた。

いじめ対応「最優先業務」

文科省有識者会議 情報共有は義務

いじめを防ぐ対策を議論してきた文科省の有識者会議は24日、教職員の業務の中で「自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付ける」などとする同省への提言案をまとめた。いじめを小さな段階で幅広く把握するため、いじめの認知件数が少ない都道府県には同省が指導することも求めた。文科省は今後、提言に沿って具体策を詰める。

■有識者会議の主な提言案

- ・いじめの認知件数が少ない都道府県に対し、文科省が個別に指導する
- ・学校ごとに常設する「いじめ対策組織」に弁護士や警察官経験者ら外部人材の参画を進める
- ・いじめの情報共有が「いじめ防止対策推進法」に基づく義務であることを周知する
- ・生徒指導専任教員を置いたり、部活動の休養日を設けたりして教職員の負担軽減を進める
- ・教職員の日常業務において、自殺予防、いじめ対応を最優先事項に位置づけるよう促す
- ・LINEなどSNSによるいじめの具体例を示し、刑法上の名誉毀損罪や民事上の損害賠償請求の対象となりうることを知らせる取り組みを進める
- ・自殺や不登校など「重大事態」の調査の進め方（第三者委員会の人選、調査方法など）についてガイドラインを作成する
- ・第三者委員会の報告書をデータベース化し、再発防止につなげる

有識者会議はこれまで、

2013年施行の「いじめ防止対策推進法」に基づいて学校に常設が義務づけられた「いじめ対策組織」で、いじめの情報共有を求め、自殺など重大な結果を招いていると指摘してきた。朝日新聞の調べでは、同法施行後、いじめと自殺の関係の調査を終えた第三者委員会が12件中9件で情報共有の不足を指摘している。

このため提言案では、学

校内での情報共有を重視。

同法に基づく「義務」であることを教職員に周知し、いじめへの対応を「最優先」とした。校長ら管理職には情報共有しやすい環境作りを求める一方、「教職員の日常業務は膨大」として、生徒指導の専任教員を置いたり、部活動の休養日を設けたりして、教員の負担を減らすことも求めている。

一方、当初の提言案では、情報共有を怠った公立

学校の教員に対し、「地方公務員法上の懲戒処分となりうることを周知する」と

していたが、教員の萎縮や反発を懸念する声があり、表現を再検討する。また有識者会議は、都道府県によっていじめの認知件数に差があることにも注目した。

いじめ防止対策推進法は子どもが「心身の苦痛を感じているもの」を全ていじめと定義するが、文科省の

最多の京都府と最少の佐賀

県の間は約30倍の開きがあった。提言案では細かな具体例を示していじめの定義を明確化し、認知件数が少ない都道府県には、文科省が直接、個別指導することも求めた。またこの点について「単純に数で評価するようになつてはならない。まず、いじめを見逃さない」という認識を高めることが大前提であるべきだ」と中

学校長の経験がある嶋崎政男・神田外語大教授へ教員

養成)との指摘がある。インターネットによるいじめへの対応の必要性も指摘。LINEなど外部から見えないSNSによるいじめについては、刑法上の名誉毀損罪や民事上の損害賠償請求の対象となりうることを子どもに知らせる取り組みも促した。

有識者会議は森田洋司・鴨門教育大学特任教授を座長に、いじめ防止対策推進法が施行3年になるのを踏まえ、同法に基づく基本方針の見直しの必要性などを議論してきた。近く提言を文科省に出す。同法は超党派の議員立法のため、自民・公明・民進などの各党間で、法改正への動きが出る可能性もある。(水沢健一)

兵庫県条例第22号

兵庫県いじめ対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条に規定するいじめの防止等（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を実効的に行うため、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県いじめ防止基本方針に関し、意見を述べること。
- (2) 県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関し、意見を述べること。
- (3) 知事の求めによる法第28条第1項の規定により学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関し、意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 審議会に、前条第3号に掲げる事務を行わせるため、特別委員若干人を置く。

(委員及び特別委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- 2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 2 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表障害児就学指導審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるいじめの防止等のための対策に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第72号の4の次に次の1号を加える。

(72)の5 いじめ対策審議会

別表第1 障害児就学指導審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円
	特別委員	日額	12,500円

別表第2 障害児就学指導審議会の委員の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会の委員及び特別委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------------	---------------------

兵庫県教育委員会規則第6号

兵庫県いじめ対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県いじめ対策審議会条例（平成26年兵庫県条例第22号）第5条の規定に基づき、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

兵庫県いじめ対策審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県いじめ対策審議会規則（平成26年兵庫県規則6号）（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、その開催日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、会議は、公開する。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録等)

第4条 会議を開いたときは、議事録及び議事概要を作成する。

- 2 前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、会議資料又は議事概要は、公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するものとする。

(委員以外の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(特別委員による会議)

第6条 兵庫県いじめ対策審議会条例（平成26年兵庫県条例第22号）第3条第2項に規定する特別委員による会議の運営に関しては、この規定にかかわらず、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成26年4月28日から施行する。

兵庫県いじめ対策審議会傍聴規程

第1 趣旨

この要領は、兵庫県いじめ対策審議会運営規程（以下「規程」という。）第3条第2項に基づき、兵庫県いじめ対策審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 傍聴人

傍聴人とは、会議を傍聴する者をいう。

第3 会議開催の公表

- (1) 会議の開催は、事前に公表するものとする。
公表後に公表内容変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 公表内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続、その他必要な事項とする。

第4 会議非公開の決定

規程第3条第1項各号による会議の非公開については、会議において決するものとする。

第5 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は、会長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

第6 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、開会時刻の15分前までに傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。
- (3) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、開会時刻までに会議室に入場しなければならない。

第7 傍聴券の携帯

会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（様式第1号）の交付を受け、これを携帯し、事務局職員の求めがあれば、これを提示しなければならない。

第8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第9 撮影又は録音の許可

傍聴人は、会場において写真、テレビ等の撮影又は録音をしてはならない。

第10 報道関係者の取扱い

報道関係者による傍聴については、第5及び第6、第9の規定は適用しない。ただし、撮影については、会長の許可した範囲内において認める。

第11 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するに当たり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

第12 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、会長が退場を命じたとき。

附 則

この要領は、平成26年4月28日から施行する。